

番号	重点－１
項目	１ 「子どもの最善の利益」を保障する施策の充実を図られたい 保育士の配置基準について、令和６年度から１歳児は５対１に改善されました。子どもの健全な発達と安心・安全確保の観点からも、１歳児のみならず各年齢の配置基準を改善されるよう要望します。
(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 なお、保育士配置基準については、国において改善に向けて検討する方針が示されています。本市としましては、他都市と連携し早急な実現を国に要望してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8281

番号	重点－２
項目	２ 物価高騰に対する予算措置を実施されたい 様々な物価が高騰する中、特に食材費がここ３年で３割以上高騰しています。利用者への負担の転嫁を防ぐために、特に食材費の高騰に応じた補助金を導入するよう要望します。
(回答) 令和５年度においては、「令和５年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、各施設に対して負担増加に対する支援を実施したところではあるが、令和６年度においては交付金の継続も含め、財政支援の実施有無が示されていない状況です。 そんな中、令和６年度公定価格においては前年度から＋３.３％の改定となりましたが、長期化する物価高騰が各施設に与える影響を的確に把握し、国の動きを注視し、本来は、公定価格の中で物価高騰分を含めて単価設定されるべきものであるため、適切な単価改定について国へ要望していきます。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：０６-６２０８-８１０５

番号	重点－3		
項目	3 特別支援保育の対象を拡大されたい 向上支援費の特別支援保育事業において、療育手帳や病名が記載された診断書と同様に、病名が「疑い」となっている診断書や通所受給者証でも加配保育士の配置が認められるよう要望します。特に必要な場合は、保護者の同意がなくても加配保育士の配置が認められるよう要望します。		
(回答) 特別支援保育事業の対象児童は、児童福祉法の定義に基づく障がい児としており、原則として、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている児童、大阪市こども相談センターにおいて知的障がいと判断された児童、医療機関で障がい等と診断（確定診断）された児童、及び特別児童扶養手当対象児童を支給対象としております。 障がい児通所支援にかかる通所受給者証の交付を受けることができる児童の対象要件は、医学的診断名及び手帳を有する場合に限らず、医師などの意見等により、確定診断が出ない場合であっても、障がいが想定される場合等に通所受給者証の交付が可能なことから、確定診断を支給要件としている本市助成金の支給対象外としております。 確定診断がないものの配慮が必要な児童は増加しており、保育現場には大変ご負担をおかけしております。引き続き特別支援保育の充実に向け、事業内容を検討してまいりますが、財源的な制限もあり対象児童の拡充は厳しいものとなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 保護者の同意につきましては、保育施設に提出された個人情報を当該保育施設が、本市に提供するにあたり、必要なものとなっております。しかしながら、この間、同意書の取得について、保育施設の負担が増しているとの声も聞いており、本市としても負担軽減に向けた取り組みを行う必要があると認識しております。このため、手続きの改善を検討してまいります。			
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課		電話：06-6684-9709

番号	重点―4	
項目	4 保育士宿舎借り上げを継続されたい 区においては、保育士宿舎借り上げについて令和6年度末での終了が予定されています。しかし、他の都道府県から大阪市への就職希望者を採用するうえで非常に有効に活用しており、保育士不足解消の一助となっています。また、現状においても利用している職員が多いことから、国の動向に関わらず、大阪市の独自施策として今後も継続されるよう要望します。	
(回答) 本市では、保育人材確保を図るため、「新子育て安心プラン」による国の財政支援を活用し、保育士宿舎借り上げ支援事業を行っております。 保育人材確保は、引き続き国と一体となって取り組む必要があるため、令和6年度末で期限を迎える「新子育て安心プラン」について、新たなプランの策定と支援策の継続等を、国に対し要望を行っているところです。		
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8031	

番号	予算—1
項目	1 0歳児から2歳児までの保育料の完全無償化を実施されたい 誰もが保育施設を利用し、安心して子育てできるよう、0歳児から2歳児については第二子だけではなく、保育料を完全無償とするよう要望します。
(回答) 0～2歳児の保育無償化を実施するためには、保育を必要とする児童が入所できる環境確保のための、保育施設の整備や保育人材の確保が必要になります。 また、0～2歳児の半数以上は在宅で子育てが行われており、育児疲れやストレスを抱えている方も多くいるため、在宅児等が必要なときに利用できるサービスの確保も必要になります。 さらに、財源の確保なども必要になります。 そのため、まずは第2子無償化の実施状況を踏まえ、乗り越えなければならない様々な課題に取り組んでいき、その中で状況を見きわめつつ、総合的に判断を行っていくことになります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8106

番号	予算－２
項目	２ 保護者負担軽減のため、給食費徴収に対する補助を要望します 未就学児への給食提供は保育の一環であることから、幼児教育・保育の無償化に伴い直接徴収となった給食副食費の保護者負担の軽減または全額の市単費補助を求めます。
(回答) 教育・保育給付２号認定の子どもに係る給食費のうち副食費については、これまで保育料の一部として保護者が負担してきましたが、令和元年１０月からの幼児教育・保育無償化後は施設による徴収に変更となっております。 給食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、これまでも保護者が負担することを原則としており、今後も、基本的には保護者に負担いただくべきものと考えております。 なお、年収３６０万円未満相当の世帯及び全所得階層の第３子以降の子どもの副食費については、低所得世帯や多子世帯への負担軽減のため免除としております。 また、令和６年９月より大阪市独自の取組みとして、きょうだいのカウント方法を変更し、免除対象者の拡大を行ってまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：０６-６２０８-８２８１

番号	予算－３①		
項目	３ 大阪市補助金の増額と十分な協議を要望します ① 業務の増加、煩雑化のため、事務職員雇上費の常勤化を求めます。		
(回答) 事務職員の配置については、給付費の基本分単価に非常勤事務職員の雇用経費が含まれております。なお、事務職員雇上費加算については国の制度に基づき実施しており、引き続きご活用いただきたいと考えております。			
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8281		

番号	予算－３②
項目	３ 大阪市補助金の増額と十分な協議を要望します ② 向上支援費の延長保育事業、嘱託医配置円滑化事業、特別支援保育事業の増額（実情に合った金額）を求めます。また、耳鼻科・眼科（視力）検診についても実施できるよう求めます。
（回答） 【支援費予算の増額について】 ○ 延長保育事業実施にかかる支援費については、毎年見直しを行い、可能な限り単価の増額に努めているところです。 ○ 保育施設等の運営にかかる向上支援費（嘱託医配置円滑化事業）については、公立保育所単価と公定価格との差額を支援することとしています。 ○ 特別支援保育にかかる支援費については、毎年見直しを行い、可能な限り単価の増額等に努めているところです。 【耳鼻科・眼科（視力）検診について】 保育施設等の運営にかかる向上支援費（嘱託医配置円滑化事業）は、医科及び歯科を配置する経費としており、医科には「学校保健安全法」に規定されている健康診断の診断項目である耳鼻科や眼科も含まれています。医科に関する健康診断を行う医師については、診断項目の専門性は問わないとされており、一部の診断項目にかかる支援費の増額は難しい状況にあります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8352 こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9709

番号	予算—3③
項目	3 大阪市補助金の増額と十分な協議を要望します ③ 施設整備費補助金の増額と箇所数の拡大並びに施設の老朽化対策のため補助金の増額を求めます。
(回答) 本市では、老朽化した保育所等の保育環境の改善や入所児童の安全・安心な保育の提供のために行う大規模改修（耐震改修含む）、及び増改築（定員増を伴う建替え）に対して補助事業を実施しているところです。 増改築にかかる整備費は、工事資材や人件費の高騰などにより、実勢の整備費が国の基準額を大幅に超えている状況です。本市では、国が定める基準に沿って、保育所等整備費補助金の単価を定めていることから、現状をふまえ、国に対して補助基準額の増額を求めているところです。 大規模改修については、緊急度が高い施設の耐震化を優先的に実施し、その他の改修については補助を受ける施設に偏りが生じないよう、補助の頻度や金額に一定の上限を設けた上で補助を実施しています。また、令和4年度からトイレ・調理場の乾式化、手洗場の自動水栓化などの感染症対策のための改修を新たに補助対象として追加しております。 現在、待機児童を含む利用保留児童は、依然として 2,000 人を超える状況であり、今後も待機児童対策に重点的に取り組む必要があります。 限られた予算の中、各種施策・事業について、優先順位を決めながら、取り組みを進めていく必要があることから、増改築や大規模改修に係る補助の拡充についても、その中で検討していく必要があると考えます。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126

番号	予算－３④
項目	３ 大阪市補助金の増額と十分な協議を要望します ④ 大阪市が向上支援費並びに各種事業補助金等の減額変更をする場合は、事前の十分な協議を求めます。
(回答) 保育施設等の運営にかかる各種支援費及び補助金等について、大きく減額変更するような場合は、事前にお伝えできるよう努めてまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8352

番号	予算— 3⑤		
項目	3 大阪市補助金の増額と十分な協議を要望します ⑤外国籍の子どもや要保護児童対策地域協議会の認定児童によっては特別な配慮が必要であることから、実情に応じて向上支援費の特別支援保育事業の対象とするよう求めます。		
(回答) 本市においては、障がい児の受入れを促進するため、安全安心な保育環境を整えることを目的に特別支援保育事業を実施していますので、外国籍の子どもや要保護児童対策地域協議会の登録児童は、対象児童（要支援児）にはあたりません。 なお、保育士の負担軽減による離職防止を図るとともに、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的にさまざまな保育人材確保対策事業を推し進めており、その事業の中で「保育体制強化事業」においては、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用させるために必要な費用を補助しており、外国籍の方に対応するための通訳者などの雇用も対象としております。			
担当	こども青少年局	幼保施策部	保育所運営課 電話：06-6684-9709 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8031

番号	予算－ 3 ⑥		
項目	3 大阪市補助金の増額と十分な協議を要望します ⑥ 施設機能強化費対象物品について、国基準に沿った取扱を求めます。		
(回答) 施設機能強化推進費加算の支出対象経費については、国の通知により、施設における火災・地震等の災害時に備えて、防災訓練等に要する特別の経費の支出に充てるもので、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まれないと規定されています。 本市においては、そのような観点から対象物品を認定しております。 なお、本市で判断するのが難しいものについては、その都度、国や大阪府に確認しております。			
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8281		

番号	予算－３⑦
項目	３ 大阪市補助金の増額と十分な協議を要望します ⑦ 延長保育における乳児及び障がい児に対する単価設定の特別加算を求めます。
(回答) 延長保育事業については、国が実施時間に応じた単価としているところ、本市においては、独自に加算制度を設けて、実施体制の充実を図っております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8352

番号	予算—3⑧
項目	3 大阪市補助金の増額と十分な協議を要望します ⑧ 保育士の業務負担を軽減するため、ICT 活用に対する補助制度を求めます。
(回答) 本市では、保育所等において、ICT 化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るため、保育所等における ICT 化推進のための補助制度を実施しているところです。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8031

番号	予算—3⑨
項目	3 大阪市補助金の増額と十分な協議を要望します ⑨ 不審者が保育施設に侵入しないよう、防犯対策への補助制度を求めます。
(回答) 本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、既存保育施設の定員や状況等も考慮しながら、認可保育所の新設や増設等の整備計画を策定し、保育所等整備費補助等を行いながら保育所等整備を進めております。 また、認可保育所の新設等とともに、老朽化した施設や現在の耐震基準に合致していない施設については、増改築（定員増を伴う建替え）や大規模修繕に係る補助等を行い、児童の安全確保や保育環境の改善にも努めております。 そのような中、待機児童を含む利用保留児童は、依然として 2,000 人を超える状況であり、今後も待機児童対策を重点的に実施していく必要があります。 一方で、本市では、平成 28 年 7 月に発生した相模原市障がい者支援施設での事件を受け、社会福祉施設等における防犯対策の強化が求められている中、平成 28 年度及び 29 年度の 2 か年で、防犯対策の強化が必要な民間保育所等に対して、非常通報装置、カメラ付インターホンの整備費の一部を補助する「民間保育所等防犯対策強化整備事業」を実施し、防犯対策の取り組みを行ってまいりました。 限られた予算の中、各種施策・事業について、優先順位を決めながら、取り組みを進めていく必要があることから、防犯対策についてもその中で検討していく必要があると考えます。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126

番号	予算－４
項目	４ 給付費における主任保育士（主幹保育教諭）専任加算の要件見直しを要望します 主任保育士または主幹保育教諭を配置している保育施設には専任加算が必ず適用されるよう、要件の見直しを求めます。
（回答） 主任保育士専任加算の要件については、国の基準に基づき判定しており、要件を満たす施設については、加算額をお支払いしております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8281

番号	予算ー5
項目	5 採用にかかる費用に対する予算措置を要望します 保育士不足のため、紹介手数料、就職フェアへの出展料、広告費、ホームページの作成費など、採用に関する費用が高騰しています。保育士を確保するため、採用にかかる費用に対する補助金を導入するよう要望します。
(回答) 本市では、大阪市内の民間認可保育所、認定こども園、地域型保育事業への就職を考えている方に、保育士や子育て支援員等として活躍していただけるよう「保育士・保育所等支援センター」を開設し、就職のお手伝いを行っているところです。 主な活動として、大阪市内の保育所等で働きたい方からの求職、大阪市内保育所等からの求人のマッチング業務、就職フェア（令和6年度は年間3回の開催予定）や、未経験やブランクのある保育士向けの研修・保育実習等のイベントを実施しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8668

番号	予算－6
項目	6 認定こども園に対する補助制度の充実を要望します 学校薬剤師配置に伴う費用について、嘱託医配置円滑化事業のような補助制度を求めます。
(回答) 学校薬剤師にかかる費用は、公定価格の基本分単価に含まれております。 公定価格における各種単価の充実について、引き続き国に要望してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8352

番号	制度—1
項目	1 保育の質の低下をもたらす保育施設の新設は見送られたい 急激な少子化の進行に関わらず、保育施設を新設しているため、多くの施設で定員割れを招くとともに、保育士不足がますます深刻化しています。その結果、多くの施設で運営に困難を生じていることから保育の質を維持するため、待機児童の少ない地域での保育施設の新設は見送るよう強く要望します。
(回答) 本市においては、就学前児童数は年々減少しているものの、ここ数年横ばいだった保育ニーズが増加に転じつつあります。 また、今後の保育ニーズについても、コロナ禍後の景気回復や万博開催及び訪日外国人観光客の急回復に伴うインバウンド消費の活性化による新たな雇用創出などによる雇用状況のさらなる改善が見込まれること、加えて大規模マンションの建設等による子育て世帯の転入等、さらには、0～2歳児の第2子保育料無償化の実施に伴い、保育ニーズはさらなる増加が見込まれることから、これに対応するための保育施設の整備が必要と考えております。 本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、既存保育施設の定員や入所状況等も考慮しながら、認可保育所の新設や増設等の整備計画を策定しています。今後も計画をふまえて、保育ニーズに対して必要な保育所等整備を進めてまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8126

番号	制度－2
項目	2 事務に関する問題について改善を図られたい 書類の簡素化や省力化、担当者間でのデータ共有、及び無理な提出期限の設定等の改善と常勤事務職員が配置できる予算措置を要望します。また、キントーンの導入により、締切りの厳格化や提出書類の不足に対する補助金申請の却下など、事務処理の厳しさが増しています。キントーン導入前のように書類提出に対して柔軟に対応することを要望します。
(回答) 事務の簡素化につきましては、令和3年7月から導入したクラウド環境（Kintone）を活用することにより、各種加算や支援費、補助金等の申請手続きや報告等について、原則システム上での入力で作業が完了するように変更しており、対応する加算等を順次拡充しているところです。 また、令和4年度まで運営補助金として実施しておりました12事業について、多数の事業が混在することにより事務が煩雑化していたため、令和5年度より事業の性質に応じて再構築し、併せて様式や添付資料の見直しを行ったところです。 今後とも、保育現場のご意見等も参考にしながら、必要最低限の書類提出となるよう、また、手続きや書類の簡略化等も含め、できるだけご負担のないよう努めてまいります。 事務職員の予算措置につきましては、給付費の基本分単価に非常勤事務職員の雇用経費が含まれております。また、業務煩雑化に対応できるよう、事務職員雇上費加算をご活用いただきたいと思いますと考えております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8352

番号	制度－ 3		
項目	3 行政との定期的な懇談会の実施を要望します 大阪市と十分な連携を図るため、年 2 回以上の定期的な懇談会の実施を求めます。		
(回答) 本市としても、保育現場の生の声を直接お聞きすることは、施策検討の上でも非常に重要なことと考えております。 今後も、保育現場における課題解決に向け、定期的な懇談会や意見交換会等を実施してまいります。			
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課		電話：06-6208-8031

番号	制度—4 ①・②
項目	4 区役所担当課との連携強化および保育所等への入所選考の改善を要望します ① 入所選考基準がポイント制となって以降、「兄弟姉妹が違う園になる」「支援が必要な子どもが入所できない」などの弊害が出てきています。「保育士等の優先入所」のような兄弟姉妹への優先入所等、ポイント制の更なる改善、そして第1希望の保育所等への優先入所を求めます。特に保護者と直接契約の関係にある認定こども園については第1希望の入園決定を求めます。 ② 入所受付と面接を同時に行うため、保育所等では入所する子どもに関する情報をあらかじめ得る必要があります。入所決定に際し、区役所から子ども及び保護者に関する情報提供をより丁寧かつ詳細に行うよう求めます。
(回答) きょうだいの入所については、きょうだいと同じ保育所へ入所できるように、利用調整において加点することとしています。また、支援が必要な児童においては、受け入れに向けて、保育施設と連携を図りながら調整しております。 第1希望の保育所・認定こども園等への優先入所については、保育が必要な児童が待機児童とならないよう利用調整を行う観点からは、現状では困難であるのが実情です。 入所受付の際の面接において児童及び保護者に関する情報を聞き取り、入所内定先の保育施設等に情報提供をしているところですが、引き続き、丁寧かつ詳細に聞き取りを行った上で情報提供を行うよう努めてまいります。 なお、情報提供の内容については、これまで頂いたご意見を踏まえ、令和5年度中から、①認定申請書兼利用調整申込書、②利用調整調査票（その1）、③利用調整調査票（その2）、④対象児童用診断書の写しの4点について、全区共通の対応として利用内定施設に提供しているところです。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8037

番号	制度一4 ③		
項目	4 区役所担当課との連携強化および保育所等への入所選考の改善を要望します ③ 支援が必要な子どもへの対応において、区によって顕著な違いがあります。 特別支援保育の質を高めるため、全区において柔軟かつ誠意ある一律の対応を行うとともに、正職員の心理士を全区に配置するよう求めます。		
(回答) 障がいのある児童も障がいのない児童も、保育所等への入所申込みの際は、区役所において面接等により家庭事情や児童の状況把握に努めており、障がいが疑われる場合等は、必要に応じて保育士等の専門職が児童の状況を把握した上で利用調整を行っています。 なお、特別支援保育事業における加配対象となるかなど、区役所が判断できない場合は、こども青少年局に相談しながら進めているところです。 【参考】 各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の発達障がい等の早期発見・早期支援のため、乳幼児健康診査及び相談等の業務に従事する心理相談員（会計年度任用職員）を配置し、相談体制の強化に努めております。			
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8037 ※特別支援保育に関することは、保育所運営課 電話：06-6684-9709		

番号	制度—4 ④
項目	4 区役所担当課との連携強化および保育所等への入所選考の改善を要望します ④ 保育施設・事業利用調整申込書の記載が困難なため入所できない保護者へ配慮し、申込書を簡略化するなどの改善を求めます。
(回答) 安心・安全な保育の実施の観点から、児童の健康状況や世帯の状況等を確認する必要があります、詳細な記載内容となっているところです。 なお、記載が困難な場合は、区役所の面接において聞き取りをしながら対応しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8037

番号	制度－ 5			
項目	5 補助金の年度内交付を要望します 補助金執行の遅れにより、ゆとりを持って決算できない状況です。各種補助金の交付決定通知および金額の確定通知、精算などについて、年度終了後速やかに実施されることを求めます。また、各種補助金について、概算払いの時期を早めるよう求めます。			
(回答) 補助金等の交付決定通知及び金額の確定通知、精算などについては、これまでも年度終了後速やかに実施してきたところです。引き続き迅速な処理に努めてまいります。 補足：申請件数が多いため、年度末まで事業を実施する保育施設の運営にかかる支援費や補助金等については、出納整理期間中の5月中旬以降の支払いにならざるを負えない。				
担当	こども青少年局	幼保施策部	幼保企画課	電話：06-6208-8352
	こども青少年局	幼保施策部	幼保企画課	電話：06-6208-8031